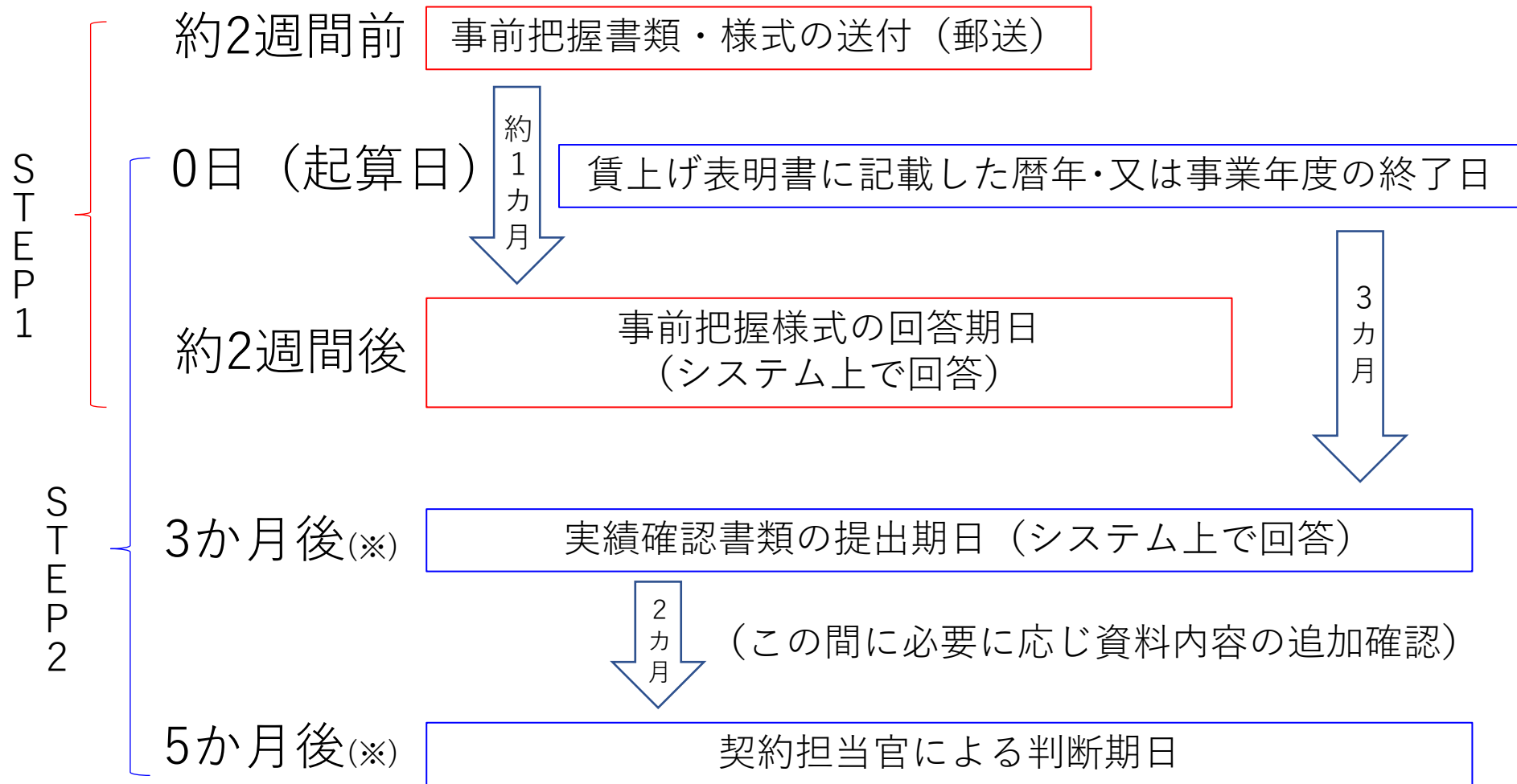




次の四半期

(4,7,10,1月)

の15日

国土交通省⇒財務省 報告

(※) 当初表明の暦年・事業年度から賃上げ期間を後倒しした場合には、賃上げ期間終了後から起算。
前倒し（事業年度のみ）した場合には、賃上げ期間終了後ではなく、事業年度終了日から起算。